

7. 子供の健康管理について（保健室から）

（1）入学前の準備

- ① 規則正しい生活をして、体調を整えておいてください。
8：15から健康観察が始まります。そのため、今から入学前までに朝のリズムを少しずつ早めにしていくようにしてください。
- ② 就学時健康診断の際、健康状態について指摘のあったお子さんは、入学前までに治療を終えておくようにしてください。
- ③ 小学校は、楽しいところだと期待に胸がふくらむような対応をお願いします。
例えば 「〇〇ができないと小学校に、はいれないよ！」
「小学校には、お勉強があるから大変だよ」など
不安になるような言葉かけは、避けるようにしてください。
- ④ 麻しん風しん混合予防接種2期を済ませてください。（3月31日を過ぎると有料になります。）

（2）入学後の生活について

<登校前>

- ① 朝は、一日のはじまりの大切な時間です。早起きをさせてください。
そのためには、早く寝ることも大切です。
- ② 健康観察を十分にしてください。（顔色、食欲、機嫌、本人の訴え等）
何かいつもと様子が違ったら熱を計るなどしてください。朝の体温が37℃以上ある時は、無理をさせず様子を見て下さい。
*欠席や遅刻の場合……スキットメール（※別紙参照）での連絡をお願いします。
*電話での連絡は極力さけてください。
- ③ 朝食は、きちんと食べさせてください。低血糖で貧血状態になることがあります。
- ④ 必ずトイレに行く習慣をつけさせてください。朝、急いでいてトイレに行かずに登校し、腹痛を訴える児童もいます。
- ⑤ 洗顔、歯磨きをさせてください。
- ⑥ ハンカチはいつも身につけさせてください。ポケットのない場合は、工夫してください。
- ⑦ 朝は、心身ともに安心して登校できるように笑顔で送り出してください。

<帰宅後>

- ① 手洗い、うがいの習慣をつけさせてください。
- ③ 帰宅後はゆったりと過ごせるように配慮をお願いします。
- ④ 心身ともに疲労して帰宅する場合があります。十分睡眠をとらせるようにしてください。
*入学後、一か月前後に発熱や吐き気の症状が出る場合がありますが、慣れない生活からくる疲労が原因のことが多いようです。そのような時には、休養を取らせてあげることが大切です。連休明け、登校をしぶるような様子がありましたら、まずは担任の先生に遠慮なく、御相談ください。

(3) 保健調査について

心臓病、腎臓病、糖尿病、喘息、アレルギーなど既往症があるときは、記入してください。学校生活において、気をつけなければならない事項があるときには、担任へ連絡をしてください。健康診断のときにも使いますので、正確に記入してください。

心臓病、川崎病既往、腎臓病……生活管理指導票の提出が必要になります。

糖尿病……糖尿病患児の治療、緊急連絡法等の連絡票の提出が必要になります。

*用紙は、保健室にありますので取りに来てください。

(4) 緊急連絡票について

学習中、病気やけが等家庭へ連絡することがあります。連絡が取れるよう緊急連絡をはっきりさせておいてください。変更のあった場合、必ず担任へ連絡をしてください。

(5) 健康診断について

入学後、まもなく健康診断が始まります。

- ① 身体測定
- ② 校医による診断（歯科、内科、眼科、耳鼻科）
- ③ 諸検査（視力、聴力、尿検査、ぎょう虫卵検査、心音心電図検査、結核）

いろいろな検査があります。準備などを忘れないようにしてください。健康診断の結果、異常の見られた人には治療を勧める用紙を渡します。

特に、プール入水禁止となる病気（結膜炎、鼻炎、耳垢、中耳炎、水いぼ、ぎょう虫卵）は、早めに治療してください。

(6) 出席停止について

以下の病気にかかった場合は、医師の許可がでるまで、出席停止になります。（欠席扱いになりません。）必ず医師の「出席停止証明書」と「出席停止解除の証明書」を学校に提出してください。（高額診断書は、必要ありません。）

インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核
*インフルエンザについては、証明の必要はありません。

その他第三種感染症（溶連菌感染症、感染性胃腸炎、流行性結膜炎など）につきましては、大きな流行が見られない限り、病気欠席扱いとなります。再登校につきましては、医師の指示に従い、症状が治まってからの登校をお願いします。

《インフルエンザの出席停止期間》

(例)	発症日 0日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4日目	発症日 5日目	発症日 6日目	発症日 7日目
発症後 2日目 に解熱 	発症 	熱あり	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日目 以内なので登 校不可 	登校可能 	
発症後 3日 目 に解熱	発症 	熱あり	熱あり	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
発症後 4日目 に解熱 	発症 	熱あり	熱あり	熱あり	解熱 	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 

インフルエンザによる学校の出席停止期間は発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで〈学校保健安全法施行規則第十九条〉（2012年4月1日改正）

(7) 保健室の役割について

① けがの手当てについて

- ・保健室では応急的な手当てを行っています。継続の治療行為はできません。
- ・けがの程度によっては、医療機関での手当てが必要になることもあります。そのような場合は保護者に連絡をとり、医療機関に移送して手当てを受けます。

② 体調が悪い時の手当て

- ・学習中に腹痛や頭痛などで授業を受けられない場合は、保健室で検温などしながら休ませて様子をみます。
- ・熱が高い時や学習が続けられないときは、保護者に連絡を取り、迎えに来ていただきます。

③ 健康相談など

- ・心臓病やけいれん疾患などがあり、ふだんの生活の中で気をつけていることがある場合は、担任または保健室に御相談ください。
- ・体のこと、心や情緒のことなど、お子様の成長について心配な点がございましたら、相談窓口のひとつとして保健室を御利用ください。

(8) 子供の体や心の問題で、お世話になる病院や相談室

ことばの教室…八幡小、市川小、行徳小、北方小、新井小

難聴の教室…稲荷木小 視覚障害の教室…八幡小

自閉症・情緒障害の教室…国府台小、菅野小、中国分小、福栄小（固定）

中山小、新浜小、平田小、中国分小、大野小、妙典小、鶴指小、信篤小（通級）

教育センター…知能、発育、発達、不登校、情緒

（教育相談窓口Tel320-3336）

国府台病院…情緒障害など（院内学級）

(9) 日本スポーツ振興センターについて

児童が学校管理下において生じた負傷等に関して必要な給付を行うものです。

本校では、全員加入を原則としています。

加入掛け金は一人年額920円（個人負担460円）です。…金額は変更になる場合があります。

① 災害給付の対象

- ・治療費5,000円以上（個人負担1,500円以上）が対象になります。
- ・保険内の治療が対象になります。
- ・交通事故の場合は、対象にはなりません。

② 災害給付の基準

<医療費>健康保険法に基づく診療報酬額の10分の4が給付されます。

高額医療については限度額があります。

<障害見舞金>障害の程度に応じます。

<死亡見舞金>2,500万円（通学中、突然死の場合 1,250万円）

*けがをした場合、所定の用紙を学校からお渡しいたしますので、御家庭で医師に記入

してもらい保健室に提出してください。

*学校管理下のけがは、日本スポーツ振興センターで手続きをします。

子ども福祉課（1回300円自己負担）の医療費助成は使用しないでください。

（10）食物アレルギーについて

市川市学校給食アレルギー対応 <ガイドライン>

市川市教育委員会 保健体育課

＝学校全体としての対応範囲＝

児童・生徒の安全面の配慮、物理的な許容範囲等を考え、各学校における学校給食のアレルギー対応は以下に示す範囲内とする。

① 除去のみの対応に限る

予定されている献立において、アレルゲンを除去することにより提供できる内容までとする。つまり、替わりの食材を購入することや家庭からの持込食材を用いることは行わない。また、除去により提供できる献立のみを提供することとする。

② 除去対応に際しては医師の診断（証明）に基づいたもののみ対象とする

学校は児童生徒の安全を最優先しないとならない場であるため、症状によっては命に関わる対応となるアレルギーについては、医師の診断に基づいた対応を要する。そのため、市内各校では所定用紙（管理表）を保護者に提出してもらうことで、医師の診断結果が確認しながら保護者との面談で最終的に除去対応の可否や範囲を決定していくものとする。

③ 自校で調理を行っている学校のみへの対応とする

親子方式の学校においては、子校は運搬上の問題もあるため、飲用牛乳の対応（無配付）以外は行わない。

④ 除去対応する食材を4品目に限定する

安全性の観点から、除去する食材を食品への表示義務のある「卵、乳、えび、かに」に限定する。

⑤ 学校全体としてアレルギー対応できる範囲に限定する

各学校の施設面や人員面から、対応の限界を越えると十分な児童生徒の安全確保が困難になる。そこで、各校1校あたりの「個々のアレルゲンの組合せ」及び「対応総人数」において対応が難しいと判断される場合は、対応可能な範囲に制限する。

なお、全ての申請者に対して対応が困難と判断される場合は、アレルゲン数の少ない児童生徒の対応を優先することを基本とする。

⑥ 除去対応の可否については毎年度の更新とする

個々の症状の変化や学校全体としての対応可能範囲が年々変化することから、毎年度ごとに個々の対応の可否について見直しを図る必要があるため、アレルギーの対応については年度ごとに決定する。

⑦ アレルギー反応の軽重を対応の可否の判断に加える

上記①～⑥を満たしていても、アナフィラキシーなど発症時に重度の症状を示す場合や浮遊物の反応など細微なアレルゲンで反応が起こる場合などにおいては、該当の児童生徒の安全を最優先する判断を要する。つまり、アレルギー反応の軽重により、学校として児童生徒の安全面の対応が充分できないと判断される場合は、アレルギー対応を行わない。

*食物アレルギー対応のある方は、「学校生活管理指導表」など医師に診断結果を記入していただく書類等がありますので、栄養士にお尋ねください。

《学校給食アレルギー対応の申請の手順》

食物アレルギー対応の申し出（保護者より）

学校から必要書類を渡す

説明会動画視聴後、信篤小学校事務室に書類をとりに来てください。検討される方は、後日、栄養士に連絡をしてください。

保護者は2月28日までに、事務室に書類を提出

保護者・管理職・担任・栄養士・養護教諭で面談

学校からアレルギー対応の承諾を保護者にする

入学式の午後から給食開始前の予定ですが、人数により変更になるかもしれません。

*わからない事や途中でアレルギー対応が必要になる場合は、栄養士に連絡をしてください。

信篤小学校 TEL 047-328-0165